

■ 税額控除

● 調整控除

所得税から市・県民税への税源移譲において、納税者の負担が変わらないようにするための措置で、所得税と市民税・県民税の人的控除額の差を調整するためのものです。

合計課税所得金額	調整控除額	
200 万円以下	①所得税との人的控除額の差の合計額	①と②のいずれか小さい額×5%
	②合計課税所得金額	
200 万円超	①所得税との人的控除額の差の合計額	①－② (5 万円を下回るときは 5 万円)×5%
	②合計課税所得金額－200 万円	

※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額をいう。

※人的控除額の差額等詳細は、市税務課住民税係(75-4977)までお尋ねください。

● 配当控除

株式等の配当所得がある場合、算出された所得割額から次の率を乗じた配当控除を差し引くことができます。

種 類	課税所得金額の合計額		1000 万円以下の部分に含まれる配当所得の金額		1000 万円超の部分に含まれる配当所得の金額	
			市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
一般外貨建証券投資信託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
上記以外の証券投資信託			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%

● 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成 21 年 1 月から令和 3 年 12 月までの間に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けた方で、所得税において控除しきれなかった額を、翌年度の個人住民税から控除するものです。

控除限度額は、原則として、所得税の課税総所得金額等の 5% (最高 97,500 円) ですが、特例的な措置として、平成 26 年 4 月から令和 3 年 12 月入居者については、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の 7% (最高 136,500 円) に拡充しています。

● 寄付金税額控除

寄附金税額控除の対象となる寄付金は、次のとおりです。

- 都道府県・市区町村に対する寄付金 (いわゆる「ふるさと納税」)
- 住所地の共同募金会、日本赤十字社支部に対する寄付金
- 都道府県・市区町村が条例で定める寄付金

(1) 基本控除額 $(\text{次のいずれか少ない額} - 2 \text{ 千円}) \times 10\% (\text{市民税 } 6\%、\text{県民税 } 4\%) \cdots \textcircled{1}$

寄付金の合計額、または総所得金額×30%

(2) 特例控除額 $(\text{寄附金額} - 2 \text{ 千円}) \times \{90\% - (\text{所得税の限界税率}(\ast))\} \cdots \textcircled{2}$

寄付金に都道府県、市区町村に対する寄付金が含まれる場合は、①に加えて②の額が加算されます。(所得割額の 2 割が上限)

※平成 26 年度から令和 20 年度は、復興特別所得税を加算した率

(3) 寄附金税額控除額 = ① + ②

【ふるさと納税ワンストップ特例制度】

確定申告の必要のない給与所得者等がふるさと納税を行った場合、ふるさと納税を行った自治体に申請書を提出することにより、確定申告を行わなくても寄付金控除を受けられる制度です。

なお、5 団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合等は、ワンストップ特例制度の適用が受けられませんので、確定申告を行う必要があります。

● 外国税額控除

所得税で外国税額控除を受けた場合で、所得税で控除しきれない部分があるときは、県民税、市民税の順序で一定の限度額を所得割から控除します。

● 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

特別徴収された県民税配当割額又は県民税株式等譲渡所得割額について、確定申告等を行った場合は、所得割額から特別徴収された額を控除します。

また、控除しきれなかった金額があるときは、その額は還付又は充当されます。

■ 所得割の課税の特例（分離課税）

退職所得	<p>退職所得については、他の所得と分離して課税され、退職金などの支払者がその支払いをするときに、支払額から差し引いて市町村に納入することになります。</p> <p>税額＝（退職金－退職所得控除額）×1/2×10%（市民税6%、県民税4%）</p> <p>※役員等としての経験年数が5年以下の人は、1/2の適用はありません。</p> <p>【退職所得控除額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続年数</th> <th>退職所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年以下</td> <td>40万円×勤続年数（最低80万円）</td> </tr> <tr> <td>20年超</td> <td>800万円＋70万円×（勤続年数－20年）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※障害者になったことにより退職した場合は、100万円が加算されます。</p>	勤続年数	退職所得控除額	20年以下	40万円×勤続年数（最低80万円）	20年超	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）																																												
勤続年数	退職所得控除額																																																		
20年以下	40万円×勤続年数（最低80万円）																																																		
20年超	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）																																																		
土地・建物等の譲渡所得	<p>土地・建物等を譲渡した場合の所得に対する住民税については、他の所得と分離して次のように課税されます。</p> <p>土地や建物の所有期間が、譲渡した年の1月1日現在で5年を超えるものを「長期譲渡所得」、5年以下のものを「短期譲渡所得」といいます。</p> <p>〔譲渡所得の計算〕</p> <p>譲渡の収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額＝譲渡所得金額</p> <p>〔主な特別控除額〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>譲渡所得の内容</th> <th>特別控除額</th> <th>適用条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収用等による譲渡</td> <td>5,000万円</td> <td>措法33の4</td> </tr> <tr> <td>自己の居住用財産の譲渡</td> <td>3,000万円</td> <td>措法35</td> </tr> <tr> <td>特定土地区画整理事業等での譲渡</td> <td>2,000万円</td> <td>措法34</td> </tr> <tr> <td>特定住宅地造成事業等での譲渡</td> <td>1,500万円</td> <td>措法34の2</td> </tr> <tr> <td>特定土地等の長期譲渡</td> <td>1,000万円</td> <td>措法35の2</td> </tr> <tr> <td>農地保有合理化等(農地)の特例</td> <td>800万円</td> <td>措法34の3</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔税率〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>市民税</th> <th>県民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">長期譲渡所得</td> <td>一般</td> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">優良住宅地</td> <td>2千万円以下の部分</td> <td>2.4%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>2千万円を超える部分</td> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">居住用財産</td> <td>6千万円以下の部分</td> <td>2.4%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>6千万円を超える部分</td> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">短期譲渡所得</td> <td>一般</td> <td>5.4%</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td>国又は地方公共団体等に対する譲渡</td> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>	譲渡所得の内容	特別控除額	適用条文	収用等による譲渡	5,000万円	措法33の4	自己の居住用財産の譲渡	3,000万円	措法35	特定土地区画整理事業等での譲渡	2,000万円	措法34	特定住宅地造成事業等での譲渡	1,500万円	措法34の2	特定土地等の長期譲渡	1,000万円	措法35の2	農地保有合理化等(農地)の特例	800万円	措法34の3	区 分		市民税	県民税	長期譲渡所得	一般	3.0%	2.0%	優良住宅地	2千万円以下の部分	2.4%	1.6%	2千万円を超える部分	3.0%	2.0%	居住用財産	6千万円以下の部分	2.4%	1.6%	6千万円を超える部分	3.0%	2.0%	短期譲渡所得	一般	5.4%	3.6%	国又は地方公共団体等に対する譲渡	3.0%	2.0%
譲渡所得の内容	特別控除額	適用条文																																																	
収用等による譲渡	5,000万円	措法33の4																																																	
自己の居住用財産の譲渡	3,000万円	措法35																																																	
特定土地区画整理事業等での譲渡	2,000万円	措法34																																																	
特定住宅地造成事業等での譲渡	1,500万円	措法34の2																																																	
特定土地等の長期譲渡	1,000万円	措法35の2																																																	
農地保有合理化等(農地)の特例	800万円	措法34の3																																																	
区 分		市民税	県民税																																																
長期譲渡所得	一般	3.0%	2.0%																																																
	優良住宅地	2千万円以下の部分	2.4%	1.6%																																															
		2千万円を超える部分	3.0%	2.0%																																															
	居住用財産	6千万円以下の部分	2.4%	1.6%																																															
6千万円を超える部分		3.0%	2.0%																																																
短期譲渡所得	一般	5.4%	3.6%																																																
	国又は地方公共団体等に対する譲渡	3.0%	2.0%																																																

上場株式等の 配当所得 等	上場株式等に係る配当所得については、申告分離を選択した場合、他の所得と分離して、次のとおり計算されます。		
	区 分	市民税	県民税
	上場株式等に係る配当所得	3.0%	2.0%
株式等の譲 渡所得等	株式等に係る譲渡所得については、他の所得と分離して、次のとおり計算されます。		
	区 分	市民税	県民税
	株式等に係る譲渡所得	3.0%	2.0%
先物取引に 係る雑所得 等	先物取引に係る所得については、他の所得と分離して、次のとおり計算されます。		
	区 分	市民税	県民税
	先物取引に係る雑所得等	3.0%	2.0%

● 納付の方法

個人の住民税の納税には、普通徴収と給与からの特別徴収、公的年金からの特別徴収の3つの方法があります。

納税方法	内 容	納期限
普通徴収	市が送付する納税通知書により、うきは市では市県民税、固定資産税、国民健康保険税の3税分をまとめて納めていただきます。(うきは市では「集合税」といいます。(詳しくは、48ページをご覧ください。))	【年10期】 6月から3月までの各月末
給与からの特別徴収	給与所得者については、給与支払者が6月から翌年5月までの毎月の給与から税額を差引きし、納税者に代わって納めます。	翌月10日まで
公的年金からの特別徴収	65歳以上の公的年金受給者については、年金支払者が公的年金から税額を差引きし、納税者に代わって納めます。	年6回の公的年金支給月の翌月10日まで